

被災された事業主の皆さまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

このたびの東日本大震災を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付関係で、次のような特例措置を行っております。（H24. 2. 6時点）

1. 労働保険料等の免除 ※申告手続きと合わせて、申請が必要です

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまに、**要件②に該当していた期間（最大で平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金を免除**いたします。（特別加入者の保険料についても、同様の措置を行います。）

【対象地域】（別表1）

「岩手県、宮城県、福島県」の全域

「青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県」の一部

- 【要件】①平成23年3月11日に事業場が対象地域に所在していたこと
②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

2. 申告・納付期限の延長

次の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付について、**期限を延長**しています。

【対象地域・期限】

「青森県、岩手県、茨城県」の全域と「宮城県、福島県」の**別表2**の地域は、H23.12.15までに延長後の申告・納付期限が到来済み

「宮城県」の**別表3**の地域：**H24.4.2まで延長（予定）**

「福島県」の**別表4**の地域：今後改めて告示※1

【要件】特にありません（一律に延長）

※1 **別表4**の地域の延長後の期限は、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

※2 手続きが免除されるものではありませんので、特に**申告の手続きは、申告期限までに行ってください**ますよう、お願いいたします。

3. 納付の猶予 ※申告手続きと合わせて、申請が必要です

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

【対象地域】**すべての地域で申請可能**

【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局] 又は [最寄りの労働基準監督署] にお問い合わせください。

特定被災区域一覧(H23.8.17時点)

○下線は、政令改正(8月17日)により追加された7市町です。

○平成23年3月1日に遡及して適用されますので、労働保険料等の免除の要件に該当する場合は、お手続きいただけます。

[青森県](2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県]

[宮城県]

[福島県]

全 域

[茨城県](31市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県](10市7町)

宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

[埼玉県](1市)

※久喜市

[千葉県](18市9町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡神崎町、※同郡多古町、※同郡東庄町、※山武郡大網白里町、同郡九十九里町、※同郡横芝光町、長生郡白子町

[新潟県](2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県](1村)

下水内郡栄村

※は災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村以外の市町村です。

2. 申告・納付期限の延長

申告・納付期限延長区域一覧(H24.2.6時点)

【別表2】

○H23.12.15までに延長後の申告・納付期限が到来した地域

[青森県]
[岩手県]
[茨城県]

全 域

[宮城県] (11市20町1村)

仙台市、塩釜市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、本吉郡南三陸町

[福島県] (11市24町12村)

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

○延長後の申告・納付期限がH24.4.2の地域 (予定) 【別表3】

[宮城県] (2市1町)

石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

(参考) 申告・納付期限の延長が継続する地域

【別表4】

[福島県] (2市7町3村)

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

※ 延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。